

【 報告第 2 号 】

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

1. 基本方針

不動産登記実務の一端を担う公益社団法人として、発災時や災害復興時に支障となる所有者不明土地、市民の安全な生活を脅かす空き家、これらの社会問題の解決と予防に今まで以上に積極的に取り組むことにより、社会に求められ、貢献できる存在となる努力を惜しまず、社会の発展と安定並びに国民の権利の保護に寄与するという使命感を持ち、活動してまいります。

また、所有者不明土地建物管理制度等の新しい財産管理制度、相続登記申請義務化が開始されたことに伴い、自治体の頼れる相談相手として、各自治体への情報提供、周知活動を東京司法書士会等の各関連団体と連携しながら、積極的に行ってまいります。

並びに、今後 5 年後、10 年後を見据え、持続可能な組織を目指し、今できること、やるべきことに積極的に取り組んでまいります。

このような視点から、以下の事業を実施してまいります。

2. 令和 7 年度事業計画

(1) 公共嘱託登記等受託事業

① 公共嘱託登記業務

公共事業における用地買収や再開発事業は、防災や市民の平穏な暮らしのための重要な事業であり、当協会は、昭和 61 年の設立以来、公共事業に伴う公共嘱託登記を受託することで社会に貢献してまいりました。

登記の専門家たる司法書士及び司法書士法人から構成された団体である当協会の特性を生かし、日常的に官公署等から寄せられる案件への対応は勿論、入札案件に関する情報も積極的に活用し、今後も主要業務として幅広く受託できるよう活動してまいります。

② 権利調査業務

所有者不明土地問題や空き家問題の解決のための権利調査業務は、市民の平

穏な暮らしや災害発生後の円滑な復興事業に資する重要な業務です。当協会は、平成30年度、平成31（令和1）年度、令和3年～6年度において、長期相続登記等未了土地解消作業の受託を通じ、所有者不明土地問題の解決に積極的に取り組んでまいりました。複雑な相続関係を調査し、正確な権利者を把握するために当協会が寄与できることは間違いありません。今年度もこれまでに蓄積されたノウハウを生かし、権利調査業務の受託を推進してまいります。

③ 業務開発活動

当協会が安定した活動を行い、社会に貢献していくためには、上記①、②に掲げた事業の受託促進を図らなければならない、困ったときの相談相手として、より多くの官公署に「公嘱協会」の存在を周知できるよう、当協会の存在をアピールしていく必要があります。各地区の幹事、副幹事、社員の皆様のご協力も仰ぎながら、幅広い業務の受託につなげられるよう努力してまいります。

さらに、所有者不明土地、空き家への対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が職業的能力を発揮し、社会に貢献できることを強く呼びかけてまいります。

（２）地域防災・災害復興支援事業

当協会は、専門職能団体及び学識経験者等が会員となっている「災害復興まちづくり支援機構」に継続して賛助会員として参加しております。災害復興まちづくり支援機構では、これまで17回、都民の方と共に来る災害への備えについて考えるシンポジウムを開催してきました。昨年令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震及び南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけ等、明日かもしれない首都直下地震に都民、行政、専門家はどうか備えていくべきかについて事前復興の発想に基づく準備と平時の取り組みについて考えます。

今後、東京都において起こりうる首都直下地震、風水害等の自然災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。今年度も当協会が所属している「災害復興まちづくり支援機構」への参加を通じ、防災、発災時の対応、災害復興時において当協会が果たすべき役割について、情報収集や調査研究を行い、災害発生時の備えとしての公嘱協会を内外に向けて普及啓発してまいります。

なお、地域防災対策として当協会のある新宿区四谷本塩町では、本塩町地域防災コミュニティ強化会議（事務局：東京司法書士会）を設置し、発災時にそなえ地域連携の防災対策を行っています。

（３）不動産登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

①公開講座の開催

令和６年４月１日に義務化された相続登記の申請について、市民から官公署に対する相談が増加する一方で、同年９月に法務省が行った「相続登記の義務化等に関する認知度等調査」によれば相続登記の義務化を聞いたことがないと回答する市民も多く（27.1%）、昨年度に引き続きプル型の情報提供からプッシュ型の情報発信が必要になると考えられます。

そこで、当協会は、公益目的事業の一環として、市民や官公署職員に対する公開セミナーの開催などを通じ、積極的に情報発信を行ってまいります。また、これらの開催地区に所属する当協会の社員が関与することで地域との関係を深め、より地域に密着した社会貢献ができるよう努めてまいります。

②司法書士向けの研修

社員に限らず、一般会員の皆さまにもご参加いただける司法書士実務に役立つ研修会を開催いたします。日程等が合わず出席できない社員に対しては、研修を録画したDVDの貸し出しを行うことにより、知識や情報を提供し、常にスキルアップできる体制づくりをバックアップいたします。

また、令和６年度に開催して好評を博した登録前または登録後間もない会員を対象とする研修会「事務所経営のいろは」も引き続き開催し、当協会への入会を促す契機にしていきます。

③協会の情報発信

当協会の情報発信ツールとして、ホームページの内容を充実させるとともに、昨年度から発行を開始したデジタル・ハロハロガーデンによる情報発信を行ってまいります。

ホームページにつきましては、現状、主に社員に向けた登記実務に関する情報を掲載しておりましたが、より官公署にとって有用な情報を掲載し、内容の充実を図ってまいります。

併せて、官公署に対し、メール等による情報提供を進めてまいります。

（４）協会事務のデジタル化

印刷費や郵送費のコスト削減のため、協会事務のデジタル化、ペーパーレス化を更に推進してまいります。社員総会の招集通知や委任状をはじめ、従来、協会から各社員に書面を郵送していた通知は、可能な限り、メール送信や当協会ホームページへの掲載による方法で行ってまいります。

（５）協会４０周年に伴う事業

当協会は、昭和６１年に設立され、４０周年を迎えることとなります。これまで当協会を支えてくださった社員の皆様に感謝の意を表し、記念講演の開催等を計画しております。具体的内容につきましては、今後の理事会で決定いたします。